

第5回嬉野市議会臨時会議案

令和2年11月27日提出

嬉 野 市

| 報告番号 | 提出年月日 | 報告名 | 頁 |
|------|------------|------------------|---|
| 15 | 令和2年11月27日 | 専決処分（第7号）の報告について | 1 |
| 16 | 〃 | 専決処分（第8号）の報告について | 3 |
| 17 | 〃 | 専決処分（第9号）の報告について | 5 |

| 議案番号 | 提出年月日 | 議案名 | 頁 |
|------|------------|--|----|
| 77 | 令和2年11月27日 | 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について | 7 |
| 78 | 〃 | 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 9 |
| 79 | 〃 | 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について | 11 |
| 80 | 〃 | 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 13 |
| 81 | 〃 | 損害賠償の額を定め和解することについて | 15 |

報告第15号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月6日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

看板パネルの劣化及び鉄骨の腐食並びに強風の影響により市所有の看板の剥離が発生し車体が損傷

2 事故発生年月日

令和2年9月2日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿丁1771番地3
西日本高速道路株式会社嬉野料金所駐車場

4 損害賠償額

金95,876円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

[Redacted]

報告第16号

専決処分（第8号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐


専決処分第8号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月16日

嬉野市長 村上 大祐

- 1 事故の内容
看板パネルの劣化及び鉄骨の腐食並びに強風の影響により市所有の看板の剥離が発生し車体が損傷
- 2 事故発生日
令和2年9月2日
- 3 事故発生場所
嬉野市嬉野町大字下宿丁1771番地3
西日本高速道路株式会社嬉野料金所駐車場
- 4 損害賠償額
金504,000円
- 5 過失割合
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方


報告第17号

専決処分（第9号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐


専決処分第9号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月27日

嬉野市長 村上 大祐

- 1 事故の内容
看板パネルの劣化及び鉄骨の腐食並びに強風の影響により市所有の看板の剥離が発生し車体が損傷
- 2 事故発生年月日
令和2年9月2日
- 3 事故発生場所
嬉野市嬉野町大字下宿下1771番地3
西日本高速道路株式会社嬉野料金所駐車場
- 4 損害賠償額
金449,537円
- 5 過失割合
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方


議案第77号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市
条例第37号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第78号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第79号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）及び嬉野市一
般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第1
5号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づき、期末手当を改定するため、条例の一部を
改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第7条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第80号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 会計年度任用職員の期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 3 令和2年12月に支給する期末手当について第15条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第25条第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

記

1 事故の内容

不要になった市所有の看板を撤去しておらず、強風の影響で舞い上がった看板が被害車両2台に接触し、それぞれの車体に損傷を発生させた

2 事故発生年月日 令和2年9月2日

3 事故発生場所

相手方自宅敷地の駐車場

4 損害賠償の額 金1,020,093円

5 損害賠償及び和解の相手方

6 和解の内容

本件事故の原因は、市が所有する看板の安全管理不備によるため、本市の過失を100%とする。

本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、1,020,093円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。

今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わない。

令和2年11月27日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 損害を受けた被害者である相手方に対し、その損害を賠償し、和解するため。